

個人情報保護に関する要綱

〔平成5年4月1日〕
〔公社要綱第28号〕

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の取得及び利用（第4条－第8条）
- 第3章 個人データの安全かつ適切な保管・管理（第9条－第14条）
- 第4章 個人データの第三者提供の制限（第15条－第17条）
- 第5章 公表事項・開示請求等（第18条－第31条）
- 第6章 雑則（第32条－第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、事務及び事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（公社の責務）

第3条 公社は、法の規定を遵守するとともに、この要綱の目的を達成するため、個人情報保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 公社の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。退職等によりその職を退いた後も、同様とする。

第2章 個人情報の取得及び利用

(利用目的の特定)

第4条 公社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 公社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 公社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令（条例を含む。以下「法令等」という。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 東京都（以下「都」という。）その他の行政機関又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して公社が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 公社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 公社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 公社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 都その他の行政機関又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (4) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、報道、出版等により公開されている場合。
- (5) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき。
- (6) 第15条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項について同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 都その他の行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの安全かつ適切な保管・管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(職員の監督)

第11条 社は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 社は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者(以下「受託者等」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 受託者等は、社の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。
- 3 前項の規定により再委託を受けた者は、受託者等とみなして、前項及び次条の規定を準用する。

(受託者等の責務)

第13条 社から個人データを取り扱う事務を受託したものは、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(漏えい等の報告及び本人への通知)

第14条 社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人

データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大
きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、法令等に定めるところによ
り、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権
利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失
若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人デ
ータの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発
生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生
したおそれがある事態
- 2 前項に規定する場合には、公社は、本人に対し、法令等で定めるところによ
り、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が
困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべ
き措置をとるときは、この限りでない。

第4章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第15条 公社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ない
で、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人
の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 都その他の行政機関又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を
遂行することに対して公社が協力する必要がある場合であって、本人の同
意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定
の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 公社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの
全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される
場合

- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 会社は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称及び住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 会社は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法令等で定めるところにより、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(第三者提供をする際の記録)

第16条 会社は、個人データを第三者に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の本人の同意を得ている旨
- (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。
- 3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 会社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行うとともに、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 会社は、前項による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
 - (1) 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）
 - (2) 第1項各号に掲げる事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
- 5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

第5章 公表事項・開示請求等

（保有個人データに関する事項の公表等）

第18条 会社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 会社の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（第20条第4項において準用する場合を含む。）、第25条第1項若しくは第28条第1項、第3項若しくは第5項の規定による求めに応じる手続（第31条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 会社は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨及び理由を通知しなければならない。

（開示の請求）

- 第19条** 本人は、会社に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供又は書面の交付による開示を請求すること（以下「開示請求」という。）ができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は開示等の請求をすることにつき本人が委任した代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（開示対応）

- 第20条** 会社は、次条に定める保有個人データの開示請求を受けたときは、本人に対し、前条第1項の規定により当該本人等が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、第22条に定める方法により、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令等に違反することとなる場合

- 2 会社は、前条の規定による開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨及び理由を通知しなければならない。
- 3 法以外の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、前条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 4 前条並びに本条第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第16条第1項及び第17条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

（開示請求の方法）

- 第21条** 第19条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、会社に対して、別に定める保有個人データ開示請求書を提出するものとする。
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又は第19条第2項の代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 会社は、保有個人データ開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会社は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示決定等の期限等）

- 第22条** 会社は、開示請求があった日から30日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第24条の規定により開

- 示の請求を拒否するとき及び開示の請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。) をするものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 公社は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。
 - 3 公社は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、公社は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知するものとする。
 - 4 公社は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示すものとする。
 - 5 公社は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る保有個人データに会社以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人データがあるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聴くことができる。

（開示の方法）

- 第23条** 保有個人データの開示は、会社が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、会社に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又は第19条第2項の代理人であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 2 保有個人データの開示は、当該保有個人データが、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。
 - 3 公社は、開示の請求に係る保有個人データが記録された文書等を直接開示することより、当該保有個人データが記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人データが記録された文書等の写しにより開示するものとする。

（保有個人データの存否に関する情報）

- 第24条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人データが存在している

か否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、公社は、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、当該開示の申出を拒否するものとする。

(訂正等)

第 25 条 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 公社は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 公社は、次条の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、第 27 条に定める方法により、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）及び理由を通知しなければならない。
- 4 第 19 条第 2 項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求方法)

第 26 条 前条の規定に基づき訂正等の請求をしようとする者は、公社に対して、別に定める訂正申出書を提出するものとする。

- 2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示するものとする。
- 3 第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第 27 条 公社は、訂正等の請求があった日から 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対して、訂正等の請求に係る保有個人データを訂正等する旨又は訂正等しない旨の決定（以下「訂正等決定等」という。）するものとする。ただし、第 26 条第 3 項において準用する第 21 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 公社は、前項の規定による訂正等をする旨の決定（以下「訂正等決定」という。）をしたときは、当該訂正の請求に係る保有個人データを訂正等した上、

訂正等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。

- 3 公社は、第1項の規定による訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定による訂正等をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記すものとする。
- 5 第22条第3項及び第5項の規定は、訂正等決定等について準用する。

(利用停止等)

第28条 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 公社は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、第30条に定める方法により、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データが第15条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 公社は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、第30条に定める方法により、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、公社に対し、当該本人が識別される保有個人データを公社が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第14条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 公社は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があ

ることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、第 30 条に定める方法により、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 公社は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、第 30 条に定める方法により、その旨を通知しなければならない。

8 第 19 条第 2 項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

(利用停止等の請求方法)

第 29 条 前条の規定に基づき利用停止等の請求をしようとする者は、公社に対して、別に定める利用停止等請求書を提出するものとする。

2 第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止等の請求について準用する。

(利用停止等の請求に対する決定)

第 30 条 公社は、利用停止等の請求があつた日から 30 日以内に、必要な調査を行い、利用停止等の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、利用停止等の請求に係る保有個人データの利用停止等をする旨又は利用停止等をしない旨の決定（以下「利用停止等決定等」という。）をするものとする。ただし、第 29 条第 2 項において準用する第 21 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 公社は、前項の規定による利用停止等をする旨の決定をしたときは、当該利用停止等の請求に係る保有個人データの利用停止等をした上、利用停止等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定による利用停止等をしない旨の決定をしたときは、利用停止等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。

4 公社は、第 1 項の規定による利用停止等をしない旨の決定をする場合は、前

項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第 22 条第 3 項及び第 5 項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

(手数料)

第 31 条 公社は、第 18 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 19 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において別に定めるところにより、当該措置の実施に関し、手数料を徴収するものとする。

第 6 章 雑則

(苦情の処理)

第 32 条 公社は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 公社は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(異議の申出)

第 33 条 開示請求者、訂正等請求者又は利用停止等請求者は、公社がした開示決定等、訂正等決定等又は利用停止等決定等について異議があるときは、公社に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議は、開示決定等、訂正等決定等又は利用停止等決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。

3 第 1 項の異議申出があった場合は、公社は、当該異議申出の対象となった開示決定等、訂正等決定等又は利用停止等決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第 2 項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものを除き、公社が設置する機関の意見を聴いた上で行うものとする。

(補則)

第 34 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。